# 地方独立行政法人法(制度)の概要

#### 1 地方独立行政法人の定義(第2条)

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等 の公共上の見地からその地域において確実に 実施される必要のある事務・事業のうち、

地方公共団体が直接実施する必要は無い ものの、民間の主体に委ねては確実な実施が 確保できないおそれがあるもの

を**効率的・効果的**に行わせるため、地方公共 団体が設置する法人

<基本理念>

公共性·透明性·自主性

## 2 対象業務の範囲(第21条)

対象となる業務を法において限定列挙 第3号「公営企業の経営」

チ 病院事業

### 3 設立手続(第7条)

設立団体が議会の**議決**を経て**定款**を定め、 市の場合、県知事が**認可** 

### 4 財産的基礎等(第6条ほか)

出資者は地方公共団体に限定 法人業務に関する設立団体の一定の権利・ 義務は当該法人が承継

#### 5 役職員等の身分(第12条ほか)

役職員の身分は非公務員

(特定地方独立行政法人の役職員は公務員)

理事長・監事は設立団体の長が任命、解任 その他の役員・職員は理事長が任命、解任

#### 6 評価委員会(第11条ほか)

執行機関の附属機関として設置 (所掌業務)

法人の業務の実績に関する評価 法律や条例で権限に属された事項

組織等の必要事項は条例で定める

## 7 目標による管理と評価(第25条ほか)

「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

- ・中期目標…設立団体の長が議会の議決を経て定める。期間は3~5年
- ・中期計画…法人が作成し、設立団体の長が 認可。期間は3~5年
- ・年度計画…法人が作成し、設立団体の長に 届出

法人は事業報告書を設立団体の長に提出 中期目標及び中期計画は**評価委員会の事前 の**意見聴取が必要

評価委員会は各年度及び中期目標期間の事業実績を評価し、法人と設立団体の長へ通知

設立団体の長は、各年度及び中期目標期間の 事業報告書、評価結果を議会に報告

中期目標期間終了後、設立団体の長が法人の組織、業務全般にわたり見直し

#### 8 財源措置等(第42条ほか)

法人の業務運営に必要な金額は設立団体が 交付

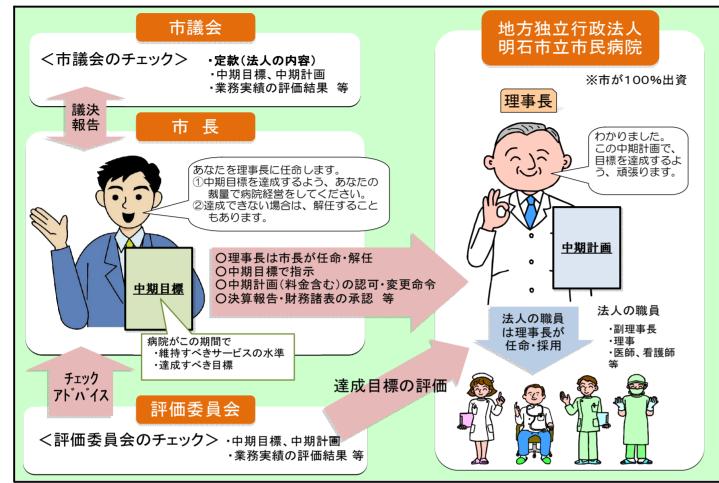
民間資金による長期借入や債券発行は不可、 設立団体からの長期借入のみ可

料金徴収は、その上限について設立団体の長 が議会の議決を経て認可

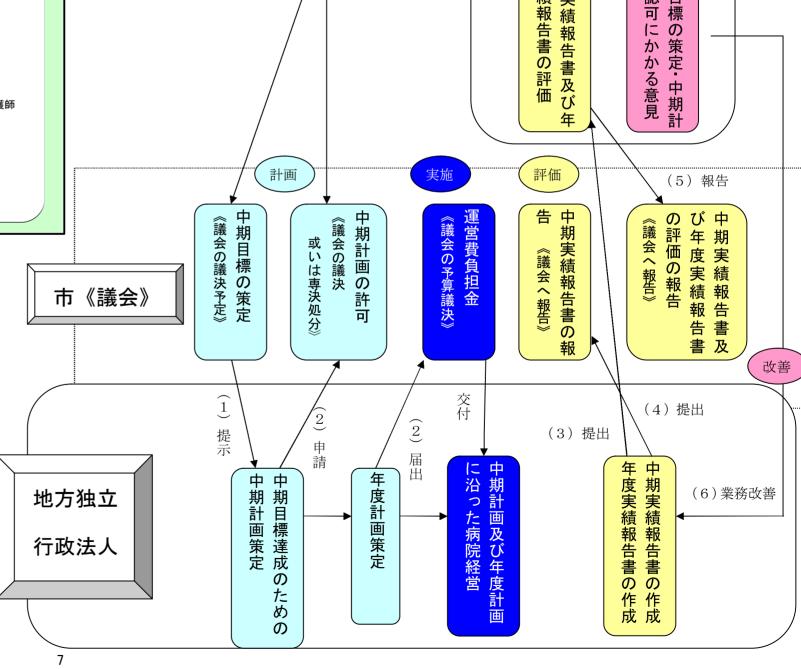
評価委員会

実 期 績実 Iの認可 -期目標

にか の



市と地方独立行政法人、評価委員会の関係(PDCA)



- (1) 提示 法人が達成すべき業務運営に関する目標を 中期目標として指示します。
- (2)申請 法人は中期目標を実現するため中期計画を 届出 作成し市の認可を受けます。また、各年度 の計画を作成し市に届け出ます。
- 提出 法人は各年度終了後、その業務について評 価委員会の評価を受けます。
- 提出 法人は中期目標期間終了時、中期実績報告 (4)書を市に届け出、評価委員会の評価を受け ます。
- 報告 評価委員会は、中期目標期間の実績及び各 年度の実績について評価を行い、その結果 を法人に通知し、市に報告します。
- 業務 次期中期目標の策定や次期の中期計画の認 改善 可にかかる意見を出して病院経営の改善を 図ります。